

糸魚川市ブロック塀等除却補助制度 Q & A

R6. 3. 25 現在

Q 1. 補助金は何度でも受けられますか？

A 1. 同一敷地内にあるブロック塀につき 1 回限りの補助です。

Q 2. 補助対象となる除却費用はブロック塀の運搬・処分費も含まれますか？

A 2. 含まれます。

Q 3. 工事が終わっている（着手している）場合は申請できますか？

A 3. 工事が終わっている場合、申請することができません。

Q 4. 工事の期限はありますか？

R6 能登半島地震対応

A 4. 工事完了後に提出していただく実績報告書の提出期限は、実施年度の 3 月 31 日です。期限を過ぎると補助金の支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

なお、能登半島地震により追加募集の受付により、令和 6 年 3 月 29 日までに申請された方は、工事の期限が令和 6 年 12 月 31 日（火）、実績報告書の期限が令和 7 年 1 月 31 日までとなります。

Q 5. 実績報告書を提出してから補助金が交付されるまでどのくらいかかりますか？

A 5. 実績報告書の審査が終了次第、指定の口座へ補助金を振り込みます。実績報告の審査から振込みまで概ね 3 週間程かかりますが、別途振込日の通知は行いませんので、お手数ですが、通帳の記帳によりご確認ください。

Q 6. 隣の家との敷地の境界部分にあるブロック塀も補助対象になりますか？

A 6. 対象になりません。道路等に面する部分のみが補助対象となります。

Q 7. ブロック塀が道路に面していない部分と一体の場合、補助対象は？

A 7. 道路に面する部分のみが補助対象となります。一体で工事を行う場合は、見積書を分けるか、補助対象部分が判別（総延長、該当箇所の延長、高さを記載）できるように書類を作成してください。

Q 8. 道路とブロック塀の間に水路があるが、補助対象になりますか？

A 8. ブロック塀の高さが道路面から 1 メートル以上、かつ、当該水路幅以上あれば補助対象となります。

Q 9. 道路面より高い擁壁の上にブロック塀があるが、補助対象になりますか？

A 9. 道路面からブロック塀の高さ（擁壁部分を含む）が1メートル以上あれば補助対象となります。

Q10. フェンスと混用のブロック塀の場合、補助対象になりますか？

A10. 構造上一体であり、道路面からの高さが1メートル以上の位置にブロック塀があれば補助対象となります。

Q11. 傾斜地にブロック塀があり、道路面からの高さが異なるが、補助対象になりますか？

A11. 一部でも道路面からの高さが1メートル以上の位置にブロック塀があれば、構造上一体の部分は全て補助対象となります。

Q12. ブロック塀除却後にフェンスを設置したいが、補助対象になりますか？

A12. 対象になりません。除却工事に要する費用のみ補助対象となります。

Q13. 既存ブロック塀の補強工事費用については、補助対象になりますか？

A13. 対象になりません。除却工事に要する費用のみ補助対象となります。

Q14. 除却工事にかかる費用としてどのようなものが補助対象となりますか？

A14. 撤去費、処分費、運搬費、仮設費、安全対策費（交通誘導員等）、撤去部分の補修費（モルタル笠木、整地等）、工具・消耗品費、諸経費等が対象となります。ご不明な点はお問い合わせください。

Q15. 土留めのためコンクリート壁がありますが、ブロック塀としてみなし、その部分の除却工事は補助対象になりますか？

A15. 土留めの部分は、ブロック塀ではなく擁壁とみなされるため、その除却工事は補助対象になりません。土留めの上部にブロック塀がある場合は、当該ブロック塀の除却のみが補助対象となります。

Q16. 門扉の除却費用も補助対象になりますか？

A16. 本補助事業の対象となるブロック塀と一体となり、道路等に面している門扉の除却については補助対象となります。

Q17. 自宅に隣接する土地に空き家(住宅)をもっており、そのブロック塀を一緒に撤去したいが、2件分として申請は可能か。

A17. 住宅1棟につき同一敷地内の除去申請を受け付けています。隣地でも住宅1棟ごとの同一敷地内として申請できます。